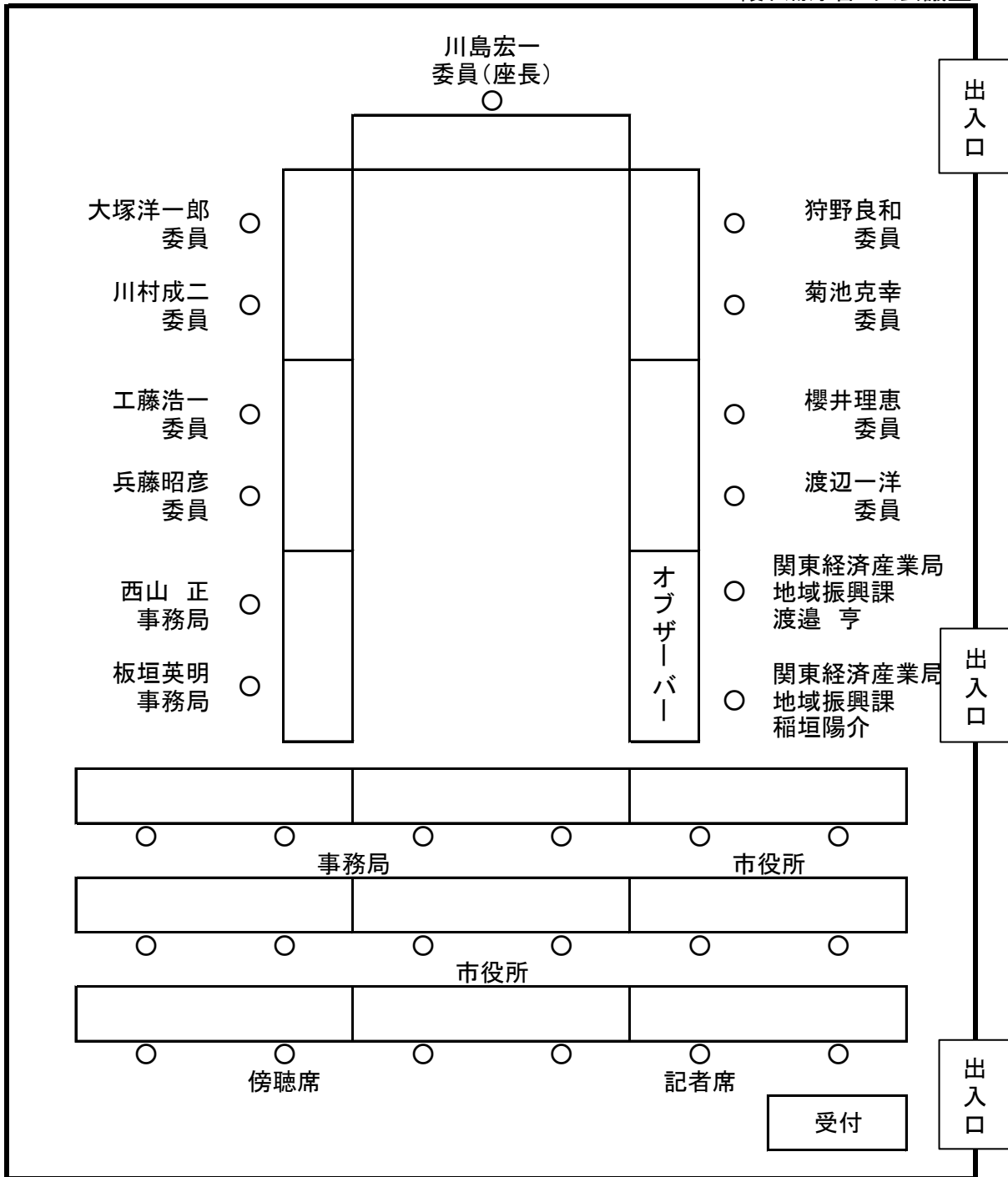


平成29年度 第1回かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議 席次
平成28年6月22日(金)15時～
霞ヶ浦庁舎 大会議室



かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成27年4月30日 告示第42号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の策定及び変更並びに効果検証に関し、広く有識者からの意見を聴取することを目的として、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) かすみがうら市人口ビジョンの策定及び変更に関する事。
- (2) かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に関する事。
- (3) かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関する事。
- (4) その他、本市における地方創生の推進に関する事。

(組織)

第3条 会議は、25名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日からかすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、

平成29年度第1回有識者会議	資料2
平成29年6月22日	

意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、地方創生・事業推進担当において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。(会議招集の特例)
- 2 この告示の施行後、最初に開催される会議については、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成28年1月30日告示第5号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第36号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月13日告示第66号)

この告示は、平成28年7月13日から施行する。

かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員名簿

(12名／敬称略・50音順)

氏名	所 属
いとう きよし 伊藤 清	土浦地域労働者福祉協議会 会計監査・市民
おおつか よういちろう 大塚 洋一郎	特定非営利活動法人農商工連携サポートセンター 代表理事
かのう よしかず 狩野 良和	認定こども園狩野学園 理事長・市民
かわしま ひろいち 川島 宏一	筑波大学システム情報系社会工学域 教授
かわむら せいじ 川村 成二	かすみがうら市議会 総務常任委員長・市民
きくち かつゆき 菊池 克幸	茨城新聞社 土浦・つくば支社 支社長
くどう こういち 工藤 浩一	関東経済産業局地域経済部地域振興課 課長
さくらい りえ 櫻井 理恵	櫻井ブルーベリー園 代表・市民
ひょうどう あきひこ 兵藤 昭彦	四万騎農園 代表・市民
ふるはし ともき 古橋 智樹	株式会社 Mind-Neo 代表取締役・市民
まとう じつお 真藤 実男	かすみがうら市商工会 会長・市民
わたなべ かずひろ 渡辺 一洋	筑波銀行 上席執行役員 営業副本部長